

倉敷市建設工事等入札立会要領

制定 平成21年6月1日

最終改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札の透明性を高め、公正な入札執行を図るため、倉敷市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等に係る入札の開札について、倉敷市電子入札等実施要綱（平成21年倉敷市告示第374号）第14条に規定する開札の立会いに關し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領の対象となる入札は、電子入札システムにより実施する入札とする。

(開札における立会)

第3条 電子入札に参加した者は、当該入札案件の開札立会ができるものとする。なお、立会いを希望する者は、開札執行予定日時の10分前までに所定の開札立会申込票に必要事項を記入し、契約担当課へ提出しなければならない。また、書面により電子入札案件に参加する者については、原則として開札に立ち会わなければならない。

2 立会者が入札者以外の者であるときは、前項に規定する開札立会申込票提出時に開札立会に關する委任状を提出しなければならない。

(立会者の責務)

第4条 立会者は、開札が適正に執行されたことについて確認を行うものとする。

2 立会者は、前項の規定による確認後、開札経過確認書に署名を行うものとする。なお、立会者が複数の場合は、開札執行者が指定した者（1名）が署名を行うものとする。

(入札者が立ち会わない場合)

第5条 開札時に立会者となるべき者がいない場合は、当該入札事務に關係のない職員を立ち会わせなければならないものとする。この場合の当該入札事務に關係のない職員とは、通常は建設工事の入札事務に關与することのない職員とする。ただし、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、当該入札事務に關係のない職員を立ち会わせないことができる。